

議案第17号

阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月21日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

阿見町下水道事業の設置等に関する条例(令和元年阿見町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

阿見町下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係わる賠償額が100万円以上のものとする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第10条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係わる賠償額が100万円以上のものとする。</p>	

議案第17号 説明資料

【主な改正の理由】

改正地方自治法の施行に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うもの。なお、改正内容については、条ずれ以外に条例の内容に影響を与えるものではありません。